

スポーツ科学研究科

【修士論文審査基準】

(学位申請資格)

修士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 博士前期課程(修士課程)に2年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得する見込みである者
- (2) 在学中である者
- (3) 研究指導教員の承認を得て本研究科が主催する修士論文経過報告会において報告を行った結果、研究科委員会において学位申請の承認を得た者

(修士論文の審査)

修士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 先行研究の整理と問題設定が適切であること。
- (2) 章立てを含めた論述の流れが適切であること。
- (3) 研究方法の選択及び実行が適切であること。
- (4) 注や図表処理等を含めて、論述が的確かつ分量的にも適切であること。
- (5) 設定した問題に対する説明が的確かつ適切であること。

【博士論文審査基準】

(課程博士学位申請資格)

課程博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学し(見込みを含む。)、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得した者(見込みを含む。)
- (2) 別表1に定める学位申請基準を満たす者
- (3) 在学中である者
- (4) 本研究科が主催する博士論文中間報告会の結果、研究科委員会から博士論文作成の許可を得ている者
- (5) 研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

(論文博士学位申請資格)

論文博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- (1) 本研究科単位修得満期退学した者又は中京大学の大学教員職、助手等、研究員、本研究科博士後期課程の学生若しくは本研究科の研究生として、4年以上在籍した者
- (2) 別表1に定める学位申請基準を満たす者
- (3) 事前説明会における審査の結果に基づき、研究科委員会から博士論文作成の許可を得ている者

前項第1号に規定する助手等及び研究員については、別に定める。

(博士論文の審査)

博士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 科学的根拠に基づき、研究の目的及び社会的意義を有していること。

- (2) 質の高い結果が得られるように作成された研究計画に基づき、研究が実施されていること。
- (3) 学術的独創性を有すること。
- (4) 専門分野における論評に耐え得ること。

別表1 学位申請基準

課程博士及び論文博士共通学位申請基準
<p>原則として全国誌又は国際誌に掲載された査読付論文（以下「原著論文」という。）を2編以上有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原著論文は、原則として筆頭著者とする。 (2) 原著論文2編の内1編は英文であることが望ましい。ただし、外国人の場合は、和文又は英文とする。 (3) 人文・社会科学分野については、原著論文は1編、その他1編は研究報告・研究資料等に区分される論文でもよい。 (4) 外国人留学生は、分野に限らず、以下を原著論文相当の研究業績として認める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 原著論文の内容によっては、地方誌を認める。 ② 原著論文ではない査読付論文のうち、原著論文に類する内容であるものを認める。 ③ 単行本のうち、原著論文に類する内容であるものを認める。 <p>なお、査読付論文は、未発表であっても、発表機関の掲載予定証明書等が添付されたものであれば1編に含めることができる。</p>